

る。受給権があると判断し、サービスを請求（給付申請）したものの「所得により給付が受けられない、補装具の費用（税予算）の準備がない、給付対象の種目が限定されている」等の理由で制限・拒否されることもある。特に補装具給付権限が市町村に移譲されてからは、この傾向は顕著となっている。

給付対象種目ならびに構造・形式等の基準は、各法制度により微妙に異なり、給付対象となる補装具・治療用装具の種目および構造・形式等の基準を理解していなければ、給付手続き等の選択を誤り、希望する補装具が受給されないこともある。

基本的に、制度利用は、社会保険サービスを社会福祉サービスに対して優先的に利用する制約があるものの、他の給付制度との関連性、補完性への配慮はさほどなされてはおらず整合性は乏しく、各給付制度の対象種目の構造・形式等の基準や指針等の基本方針が不十分であるといわざるを得ない。しかし利用者が利用できるように、これらの違いについて中間ユーザである専門職や窓口担当は当然理解しておくべきではないかと考えるものの、中間ユーザを介さなくとも利用しやすい仕組みにすべきであるともいえる。これまで補装具給付制度に対して、障害者等の利用者、国、地方自治体、関係機関などの関心が払われなかったことに起因するのであろう。

今後、多様な給付制度を持つ、わが国の仕組みを一元化・統一化の方向を目指すべきかどうかの議論も踏まえて、「補装具給付制度」のあり方について、利用者、リハビリテーション専門家、補装具研究開発・製作・流通の総力を結集し、議論を行い、実行可能で現実的な制度構築が求められている。

## 1. 2 補装具にかかる「費用負担」の問題

補装具は「もの」として流通経済の範疇にあることから、必要とする補装具をどのような手続きで入手するかという流通の問題とそれに伴う経費負担の問題を一体として考える必要がある。補装具の供給に伴い発生する、「利用者負担の在り方」、「価格設定のルール明確化」、処方料、適合技術料、フィッティング料、メンテナンス料等の「人件費コスト」などの費用負担を「だれが、どこが、いつ、どれだけ負担するのか」という課題である。

補装具給付におけるトラブルの多くは、補装具の導入とそれに伴う費用負担（支払い）に関するもので、その要因として補装具すべてが給付されるもの、されるべきものとの思い込み（誤解）によるものが多いと考えられ、補装具は、「障害者等の困っている現実を救済するサービス」であるため、公的に制度で拠出すべきだ、そうでなければならぬ、という理解があるとも言われている。

補装具給付制度には、障害者自立支援法・児童福祉法等の社会福祉サービス場合、補装具ならびに福祉用具は、各制度の需給基準に合わなければ給付されず、また給付に伴う費用の一部を利用者である障害者自身が、その所得に応じての負担（応能負担）あるいは1割負担を原則とすることが定められている。介護保険制度等の社会保険サービスの場合も同様に、各制度が定めた、給付に伴う費用の一部を自己負担する制度である。自己負担の有無については、利用者があらかじめ利用可能な制度を見極めれば、明らかとなる。しかし、「福祉＝無料」という思い込みは、利用者もリハビリテーション関係者も法制度の仕組み、補装具給付の費用負担などの、制度運用に必要な知識を、正しく理解をする努力を怠っているために、費用は「どこかが出してくれるだろう」程度の判断に陥ることになる。その結果、給付制度の適用のた

めに必要不可欠な手続きや制限事項の確認を怠り、補装具の発注・製作・購入が行われて、それが支払いの段階でのトラブルとなっている。補装具は、通常の「商品（もの）」と同じであるとの基本的認識が徹底するとともに、「費用負担」という極めて現実的な“金銭およびその負担（支払い）”に関する確認を行う必要がある。

利用者の希望や要求を満たすための対応を考えるうえで、地域的（市町村）、技術的（業者）、経済的（市町村、利用者本人）に様々な制約への対応が求められる。より良い補装具を希望する要求に対して、医学的な制約だけではなく、他の制約があり、それらを適正に判断する方法・基準が明確にはなっていない。また市町村の予算や国家財政の限られた範囲内で、全ての利用者に対する平等性、公平性も考慮されなければならない。

福祉サービス利用における望ましい平等とは、納得のいく公平を決める際には、福祉サービスにおける到達レベルについての議論が必要となる。補装具の到達目標がADLの獲得から、自立したQOLを目指すようになり、到達目標は明らかに高くなっている。しかし、どこまでが福祉サービスで賄うべきか、どこからが個人の責任なのかを議論しなければならない。義足を例に考えると、移動できるだけの義足でよいのか、通勤できる義足でよいのか、その上に余暇を楽しめる義足がよいのか、さらに競技用の義足がよいのか、義足を使いこなすための訓練はどのレベルまでが必要かを含めて、どこまでが福祉サービスなのかの議論と基準作りが求められているのではないだろうか。

福祉サービスの到達目標を超えた補装具であっても、適正な自己負担による給付が行われれば、制度の公平性は維持されるように、利用者が自ら補装具の購入を求め、「テクニカルエイドセンター等の専門機関」がその適用を保障した場合には、補装具購入費用に対して一定率（10～50%程度）

の経済（金銭）給付を行うような仕組みの導入などの検討も必要であろう。

## 2 関係専門職の資格と教育について

わが国における公的に支給される補装具の種類は、障害者自立支援法により厚生労働大臣が定める「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成22年3月31日）により規定されている。しかし、利用者のみならず中間ユーザである補装具給付に関わる専門職のなかには、障害者等のために従来のものよりも良い機能を兼ね備えた部品を用いている補装具であるから、すべて社会保障等の公的制度で「無料」もしくは「極僅かな負担」で支給（サービス）されると思いい込みがある。また各制度の趣旨、目的、特徴、支給対象種目の違いを理解していないため、補装具給付制度の選択や手続きに支障を来し、希望する補装具を適切に受給できないという事態を招く要因の一つとなっている。多様な給付制度を利用し、利用者ニーズの視点に立った現行制度の柔軟運用ができるよう、中間ユーザである医師、理学・作業療法士・義肢装具士等の専門職の機能を十分に活用することが望まれている。

補装具制作・給付に関連する専門職の質的保証の確保は、補装具給付制度の向上につながり、利用者への的確な情報の提供、的確な適合評価、判定業務のレベルアップ、処方に関する支援、訓練や指導に対する質的向上が期待できるため、義肢装具学会主導による生涯学習プログラムの構築（単位制の導入）、テクノエイド協会などへの委託による研修制度の導入などが必要と考えられる。

### ①関係専門職の教育（研修）システムの再考

補装具に関連する専門家は、医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、リハビリテーション工学技師など幅広いが、義肢装具士を除く、他の専門職の補装具に関する卒前教育カリキュラムは少なく、必ずしも十分な教育体制が整備されてい

るとは言えない状況である。卒後教育の機会には補装具適合判定医師研修会、日本義肢装具学会セミナーなどの関連学会での研修会の受講機会しかない。

養成カリキュラムはもとより、現場経験があるセラピスト等に、工学関係の修士課程等において、臨床現場と一体的に、教育できるような体制など卒後教育システムにおいても補装具についての十分な教育体制が望まれる。また補装具に関わる事業者等のスキルアップのための関係団体等による講座等の仕組みが必要であろう。

介護保険における介護支援専門員や福祉用具専門相談員等に対するスキルアップ研修等においても、補装具の理解を深めるためのカリキュラム導入を働きかけ、補装具給付環境の整備につなげていく必要がある。

## ②指導、助言のできる体制および補装具に関するマニュアル化（訓練指導など）の推進

補装具の適切な選択や使用方法について、指導・助言できる人材の育成が重要であり、相談できる機関・体制の構築が必要であり、処方などの格差を是正し、質の均一化を図るため、補装具に関するガイドラインの導入、補装具の訓練指導などに関するマニュアル化の推進などが考えられる。

## 3 判定における補装具・義肢装具の処方

現行の補装具給付制度下において、義肢・装具および車いす等の処方に関しては、医師にその責任と権限および資格の全てが与えられている。しかし臨床現場では現実的には、理学療法士、作業療法士、義肢装具士等が臨床で医師との共同作業により処方がなされていることが多く、その処方決定にも大きく寄与している場合が少なくない。地域リハでも補装具適応の検討やオーダーメイドの車いす処方の必要性もあり、柔軟に対応できることが求められている。そのためには医師以外

の補装具の関連職種に対しても補装具や車いすの処方が可能となるような処方権限の拡大などの規制緩和にむけての、今後検討すべき課題も少なくない。

- ① 更生相談所の判定の実態、医療機関との連携を含めた相談・判定の在り方の再検討
- ② 判定に要する期間の効率化と公正中立な判定の基準作り
- ③ 補装具選択の方法の整理
- ④ 処方における関係専門職の活用と法的整理
  - ・専門職種間の質的格差
  - ・法律上の問題（法的整合性：義肢装具士法、理学療法士及び作業療法士法）

現行制度では、障害者更生相談所における判定において、医師が利用者の状況を診察し、最適な補装具を決定し、採型から仮合わせをチェックし最終的に適合されるまでを確認している。医師がオーガナイザーとしての能力を発揮できれば制度としては完結する。しかし判定の際にその時点までの補装具の経過に関する情報は医師の手元になく、また補装具の試用、訓練等に言及できるスタッフが同席していることは少ない。このため利用者への説明不足、情報不足を感じさせてしまう。十分な情報と説明のもとに補装具が処方されれば、利用者はそれなりに満足する補装具が得られる可能性は高くなる。情報は、障害者更生相談所の判定業務の場に集中されるのが望ましいと考える。

また、利用者が希望すればどんな補装具でも給付が可能となるものではなく、地域的、技術的、経済的に様々な制約を踏まえ、個々の利用者が公正に補装具を給付されたと判断できるための、要望と制約の中での公正な処方基準が明確に示される必要がある。

#### 4 補装具に関する情報・環境に関する課題

障害者等の生活支援制度として、補装具の処方から給付、アフターケアに至る一貫した手続きや給付指針が体系化していないとされる我が国の給付制度の中でも比較的整合性のある体系をもつとされる障害者自立支援法においても、補装具交付の措置（判定・処方・適合）制度ならびにその技術中枢としての障害者更生相談所の権能と実態が全国的に統一されていない状態である。社会情勢の変化にともない、国民の認識に大きな変化が生まれている。インターネットの普及にともなう情報の広がり、国民の権利意識の高揚による現状の補装具の給付制度にも、不満や改善の声が聞かれる。補装具の情報（材質、品質、耐久性の開示要求）、希望と処方されたものとのずれ、地域・制度間格差、給付までの期間の長さ、製作や修理手続きの煩雑さなどで制度自体の改変の必要性が顕在化してきており、補装具およびリハビリテーションに関わる多方面からの研究・検討を行う必要がある。

国は社会保障全体を見渡しながら、補装具が公的なシステムとして必要な人に提供されるような制度を構築するほか、制度、予算、税制等を通じて、補装具の開発普及に関する支援を行う。地方自治体においても、利用者が補装具に関する相談を気軽にでき、専門家から指導や助言を受けられる体制の整備が必要であろう。

#### E. まとめ

補装具給付制度には、抜本的改革を求める意見もあるものの、複雑かつ特異化した公的制度を一元化することは容易ではなく、制度調整を行う対策が必要となる。また公費（税・拠出金）執行の要否判定等の調整責任が必要となり、法・制度間調整機能を持つ機構もしくは機関が必要となる。現行制度では、補装具の処方、適合、給付判定の中心的な役割を担っている障害者更生相談所を中核機関として、地域リハビリテーションセンター、市町村の障害者・高齢者の在宅支援センター等をネットワークで繋ぎ、情報の共有化を行うことにより、補装具をはじめ福祉用具の供給調整機関とともに適正利用に関する監督機関となりうるのではないだろうか。

#### 参考文献

- 1 社団法人全国肢体不自由児・者父母の会連合会：平成22年度調査研究事業「障害者が利用する福祉用具の制度の在り方」の報告書 P. 88～P. 109
- 2 義肢装具支給制度検討委員会：義肢装具給付制度の変遷と次世代への提言 - 義肢装具支給制度検討委員会報告書 - 日本義肢装具学会誌 Vol. 20 No. 4 2004 P. 241～P. 252
- 3 厚生労働省社会・援護局：「支援機器が拓く「新たな可能性」～生活支援技術革新ビジョン勉強会報告～2008 P. 44～P. 61
- 4 河野康徳：補装具供給システムに関する論点及び改善方向(案)、日本義肢装具学会支給制度検討委員会資料、2002

表1 利用者の意見の集約

大分類	件数	中分類	件数
制度運用についての要望	31件 21.2%	アフターフォロー	9
		情報発信	8
		対応	7
		フィッティング	2
		補装具製作技術	5
制度・政策に関する要望	5件 3.4%	制度利用	1
		他法との整合性	1
		対用年数	1
		費用負担	2
研究・技術開発への要望	10件 6.8%	関連技術の開発	7
		付属品の開発	3
義足製作に関する要望	28件 19.2%	アセスメント	3
		研究開発	6
		知識・技術	12
		フィッティング	3
		外観	4
義足への要望	27件 18.5%	技術開発促進	4
		軽量化	7
		全体	1
		足部	2
		ソケット	5
		耐久性	3
		継手	1
		日常生活外装具	4
感謝の言葉	19件 13.0%	義足	11
		製作・担当者	8
その他	26件 17.8%	その他	26
合計	146	合計	146

表2 利用者の家族の意見の集約

大分類	件数	中分類	件数
給付基準の見直し	69 件	耐用年数の見直し	20
		複数給付	14
		給付対象品の拡大	10
		給付基準額の見直し	7
		対象者	9
		負担軽減	9
制度運用への要望	31 件	地域間での運用の違い	7
		申請方法	6
		継続利用の際の情報共有	3
		緊急対応	2
		制度運用への要望	2
		誤認識	5
		制度に関する説明不足	2
		判定機関の増設	1
その他	3		
申請から給付までの期間が長い	28 件	製作期間	18
		申請期間	10
申請に伴う負担	18 件	移動	13
		日程確保	5
判定への不満	16 件	判定方法への不満	10
		判定結果への不満	3
		判定に係る時間	3
情報提供	15 件	相談できる専門機関がない	6
		給付品対象品に関する情報提供	5
		全般	2
		その他	2
関係者・機関への不満・要望	15 件	事業所が少ない	7
		関係者の skill 不足への不満	4
		関係者の skill up の要望	4
給付品への要望・不満	10 件	製作技術	6
		給付品の不具合	3
		給付品	1
合計	202	合計	202

表3 義肢装具士・理学療法士・社会福祉士の意見

大分類	件数	中分類	件数
判定に関する 不満・要望	34 件	判定結果への不満	9
		判定方法への不満	3
		判定基準への不満	1
		判定制度への不満	7
		判定に関わる専門職への不満	5
		判定による時間的拘束	4
		判定の際の経費負担	5
制度運用への 要望	23 件	運用	5
		誤った制度理解・運用	3
		制度間運用格差	2
		地域間運用格差	2
		申請から給付までの期間が長い	1
		不正行為への対応	3
		関係職以外の関与	2
		採型・補装具制作費の拡大	4
		納入の際のコスト	1
制度への要望	12 件	行政用語への不満	12
給付基準の見直し	10 件	給付品の取扱い基準の明確化	6
		給付拡大	4
関係者・機関への 不満・要望	3 件	関係職の SKILL UP	2
		判定への肯定的意見	2
		誤認識	1
その他	2 件	その他	2
合計	86 件	合計	86

表4 補装具・治療用装具の公的給付制度と給付対象用具

区分	補装具(更生用)	治療用装具
法律	[社会福祉系] 障害者自立支援法(身体障害者対象) 児童福祉法	生活保護法
	[社会保険系] 労働者災害補償保険法 船員保険法 船員法 国家公務員災害補償保険法 地方公務員災害補償保険法  (介護保険法)	国民健康保険法 健康保険法 高齢者の医療の確保に関する法律(後期高齢者医療制度) 国家・地方公務員共済組合法 私立学校教職員共済組合法 日雇労働者健康保険法 自動車損害賠償保障法
性格と目的	(1) 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの (2) 身体に装着(装用)して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの (3) 給付に際して専門的な知見(医師の判定書又は意見書)を要するもの 以上をすべて満たすもの	治療上必要なもので疾病障害等の回復改善を図る
種目	義肢装具(殻構造・骨格構造) 座位保持装置 車いす 電動車いす(介護保険法は車いすの一部のみ) 歩行器 歩行補助つえ 盲人安全つえ 義眼 眼鏡 補聴器 重度障害者意思伝達装置 座位保持いす(児のみ) 起立保持具(児のみ) 頭部保護具(児のみ) 排便補助具(児のみ)	健康保険法の対象となる治療用装具 練習用仮義足
身体条件	障害が固定し永続する場合	症状が変化する場合 (急性期～亜急性期)
使用期間	日常的・継続的に使用する耐用年数が定まっている破損消耗の場合は、再交付／修理が認められる	不定／短期間の場合が大半である引き続き同じ種類のものの支給は認められない
その他	[社会保険サービス]両方給付できる制度であるが、身体的状況 使用目的、種目などの限定条件がある	



# 利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究 2-1. 補装具新規支給判定における完成用部品実数調査

研究分担者 榎本 修 宮城県リハビリテーション支援センター  
所長

研究分担者 筒井 澄栄 国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
障害福祉研究部 心理実験研究室長

## 研究要旨

全国の身体障害者更生相談所 79 か所に対して、平成 22 年度における義手、義足、座位保持装置 3 種目の新規判定事例についてアンケート調査を行い、75 か所（回収率 94.9%）から回答が得られた。1 年間で義手 219 件、義足 1,693 件、座位保持装置 1,516 件が新規に処方された。義手では手先具、義足では継手・足部、座位保持装置では支持部と構造フレームにつき実際に処方された完成用部品の実数、高頻度処方品目の特徴、機能をまとめた。新規処方義手の 9 割が装飾用義手であった。義足では高齢者ほど安価な継手、足部が処方されていた。高額な部品使用者ほど活動度が高く、就労していた。座位保持装置で最も多かったモールド型の 4 分の 1 では支持部が外部発注であり、既製品の支持部も多く処方されていた。切断者の高齢化、低活動化を反映して安価で低機能なパーツが高頻度に処方されていた。更生相談所の判定においては、対象者のプロフィールやニーズに応じた完成用部品の選択が適切になされていると考えられた。

## はじめに

障害者自立支援法における補装具費支給制度において補装具費の支給を決定するのは市町村である。決定にあたり、義肢、装具、座位保持装置、補聴器、車いす（オーダーメイド）、電動車いす及び重度障害者用意思伝達装置の新規支給に係る申請については、身体障害者更生相談所（以下、更生相談所）に対して判定依頼をすることとされている。判定依頼を受けた更生相談所は利用者の医学的判定を行い、障害状況、プロフィール、生活環境、ニーズ等を勘案して国が定めた支給基準にのっとり、適切な完成用部品を選択し、補装具の処方を行う。これまで、補装具の種目別処方件数は、厚生労働省がまとめる社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）で示されてきたが、実際にどの完成用部品がどの程度処方されたかについてのデータはこれまでも明らかにされたことがない。本研究では、支給基準で定められた完成用部品の使用頻度が高い義手、義足、座位保持装置の 3 種目における新規支給に焦点を当て、実際に処方された完成用部品の実数調査を行ったので報告する。

## 1. 研究の目的

今後の補装具費支給制度における体制の検討、補装具の安全面の確認などに対する基礎データの収集と義手、義足、座位保持装置の利用者のニーズやプロフィールと実際に処方された完成用部品の比較・検討を行い、更生相談所の判定の傾向や高頻度に処方される完成用部品の理解を深め、今後の補装具判定に資することを目的とした。

## 2. 調査対象・方法

調査対象は、全国の更生相談所における平成 22 年度に判定した義手、義足、座位保持装置の新規支給の全事例（児童の判定例は含まない。児童で支給歴がある場合でも者（18 歳以上）として新規の事例を含む。）とした。

調査項目は、義肢（義足・義手）については、義肢の名称、年齢、性別、職業、活動度、作製のニーズ、型式、完成用部品名、義肢全体の価格とし、座位保持装置については、年齢、性別、障害状況、生活の場、作製のニーズ、主な使用場所、支持部の名称、完成用部品名、装置全体の価格とした。

平成 23 年度現在における全国の身体障害者更生相談所 79 カ所（支所を含む）に調査用フォームをメール送信し、平成 23 年 9 月～12 月にかけてメールで回答を得た。

得られたデータをもとに分析ファイルを作成し、義肢、座位保持装置事例のプロフィールと実際に処方された完成用部品の基本データをまとめた。高頻度に処方された部品名と処方数、主な構造・機能、基準額を表にまとめた。

義手では型式と年齢、性別、活動度、職業の有無の関係を分析した。また、筋電義手処方例の基本情報をまとめた。

義足では、価格と年齢、価格と活動度、職業の有無の関係を分析した。また、高額な膝継手であるハイブリッドニーとコンピューター制御（インテリジェント）膝継手処方例の基本情報をまとめた。

さらに、大腿義足と下腿義足に分けて価格と年齢、活動度、職業の有無による統計学的検討を加えた。処方された膝継手と足部の機能分類による処方頻度の分析、膝継手と足部の基準額による群別に分けた年齢、活動度、職業の有無の比較を行った。

## 3. 倫理的配慮

質問事項は回答から利用者の個人が特定できない内容のみである。回答のあった更生相談所名が分からないようにして分析ファイルを作成した。報告書内に個別の更生相談所名は現れないよう配慮した。また、本報告では、完成用部品の個別名称、価格、企業名を記載するが、利益相反に関係する企業はない。

## 4. 結果

79 カ所中 75 カ所から回答が得られた（回収率 94.9%）。以下に、義手、義足、座位保持装置処方例の基本データを示す。

### I. 義手基本データ

#### 1) 年間義手処方数

回答のあった 75 カ所中義手の処方判定は 59 カ所（74.7%）で行われた。新規事例として義手の処方がない相談所が約 25%あった。処方数は 219 件／年であった。

#### 2) 新規義手処方例のプロフィール

(1) 性別：男性 149 名（68.0%）、女性 69 名（31.5%）、不明 1 名（0.5%）

- (2) 年齢：18～91 歳。平均 59.2 歳±48.8 (mean±SD)  
 (3) 職業：有職者 74 名 (33.8%)、無職 79 名 (36.1%)、不明 66 名 (30.1%)  
 (4) 活動度：活動度が高い方が最も多く、37%であった。活動度が低い方は 6.4%に過ぎなかった。

活動度	N	%
高い	81	37.0
普通	62	28.3
低い	14	6.4
不明	62	28.3
合計	219	100.0

\*活動度

高い：就労、余暇、買い物など外出の機会が多い生活をしている。  
 普通：家事も含め軽労働に限られ、たまに外出する程度の生活。  
 低い：あまり外出することもなく屋内での生活が多い。

### 3) 義手作製のニーズ

義手作製のニーズ	
1. 本義手を作りたい	102
2. 破損・老朽化	83
3. ソケット不適合	6
4. 軽量化	5
5. 新しい、より高機能な部品に期待	5
6. スペアを作りたい	0
7. その他（具体的に記入）	32
合計	219

義手作製のニーズで最も多かったのは「本義手を作りたい」の 102 件 (46.6%) であった。次にこれまで使用してきた義手（医療保険で作製など）の「破損・老朽化」の 83 件 (37.9%) であった。「新しい、より高機能な部品に期待」というニーズは非常に少なかった (5 件、2.3%)。その他の具体的な記入では、「見た目・外観」へのニーズが 15 件、ADL、作業の能力改善を望むものが 6 件などであった。

### 4) 義手の名称・型式

義手の名称（すなわち切断高位）で最も多かったのは、前腕義手と手部義手で 57 件 (26.0%) ずつであった。次いで手指義手、上腕義手の順であった。

型式では、装飾用 189 (86.3%)、能動式 11 (5.0%)、作業用 14 (6.4%)、筋電 5 (2.3%) と装飾用が 9 割近くを占めた。一方、障害者自立支援法では特例補装具となる筋電義手の処方例が 5 件あった。

義手の名称	件数	%	型式	件数	%
肩義手	14	6.4	装飾用	189	86.3
上腕義手	32	14.6	能動式ハンド型	3	1.4
肘義手	1	0.5	能動式フック型	8	3.7
前腕義手	57	26	作業用	14	6.4
手義手	15	6.8	筋電義手	5	2.3
手部義手	57	26	合計	219	100
手指義手	43	19.6			
合計	219	100			

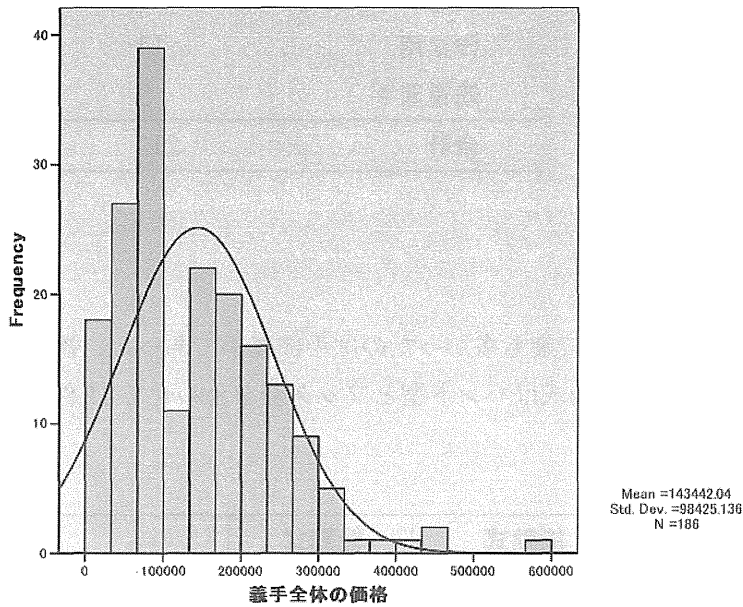
名称と型式の関係を次に示す。装飾用の中で最も多かったのは手部義手であった。次いで前腕義手、手指義手、上腕義手の順であった。能動式はハンド型とフック型を合わせて11件であったが、うち前腕義手が5件であった。

名称・型式	装飾用	能動式 ハンド型	能動式 フック型	作業用
肩義手	13	1		
	6.9%	33.3%		
上腕義手	28	2	1	1
	14.8%	66.7%	12.5%	7.1%
肘義手	1			
	0.5%			
前腕義手	43		5	4
	22.8%		62.5%	28.6%
手義手	13		1	1
	6.9%		12.5%	7.1%
手部義手	51		1	5
	27.0%		12.5%	35.7%
手指義手	40			3
	21.2%			21.4%
Total	189	3	8	14
	100%	100%	100%	100%

不明もあり、他の表と総数が異なる。

### 5) 義手全体の価格

義手全体の価格は、13,402～2,039,338 円で平均 181,568±256,273 円（mean±SD）であった。高額な筋電義手を除いた 100 万円以下の義手の価格の分布図を示す。



型式	個数	最低価格	最高価格	平均価格	標準偏差
装飾用	165	13,402	440,016	138,732	90,366
能動式ハンド型	3	401,082	575,409	479,585	88,445
能動式フック型	6	25,647	276,637	170,725	93,587
作業用	12	41,766	218,823	110,534	55,121
筋電義手	5	1,254,179	2,039,338	1,599,864	299,189

（価格が不明であったものを除く。）

型式別に義手の価格をみると、装飾用の平均価格は約 14 万円、能動式ハンド型が約 48 万円、能動式フック型が約 17 万円、作業用が約 11 万円、筋電義手が約 160 万円であった。

### 6) 義手の完成用部品（手先具）

219 件の義手の完成用部品のうち手先具として処方されているものにつき、能動ハンド、能動フック、装飾ハンド、装飾手袋、電動ハンドに関しては実際の部品名と処方数、機能、特徴、完成用部品の価格を調べた。処方数のうち最も多かったのは装飾手袋（コスメチックグラブ）で 177 件（80.8%）であった。

手先具	件数	%
能動ハンド	2	0.9
能動フック	7	3.2
装飾ハンド	9	4.1
装飾手袋	177	80.8
作業用手先具	7	3.2
電動ハンド	5	2.3
完成用部品の使用なし	9	4.1
不明・記載なし	4	1.8
合計	219	100.0

装飾用手先具処方頻度上位

品名	処方数	機能・特徴	価格
佐藤 5 - 8P	29	装飾ハンド（骨格構造） パッシブハンドインナーのみ	23,600
佐藤 4 - 91X	24	装飾手袋（コスメチックグラブ） 手袋式（4, 5本指）、Xコート加工	52,100
佐藤 5 - 44	16	装飾手袋（コスメチックグラブ） シルクグローブ（シリコン） 芯なし	96,800
佐藤 6 - 91X	15	装飾手袋（コスメチックグラブ） 差込式カラーキャップ X コート加工	16,300
佐藤 4 - 8P5	13	装飾ハンド パッシブフィンガー5本指用	26,200
佐藤 5 - 92X	12	装飾手袋（コスメチックグラブ） 回転付（木部付）カラーグ ローブ Xコート加工	56,800
佐藤 3 - 452	12	装飾手袋（コスメチックグラブ） 前腕部のみシルクグローブ	35,500
佐藤 4 - 45	10	装飾手袋（コスメチックグラブ） 全指手袋式シルクグローブ（芯、 マジック、シリコンインナーソケット）	130,700
佐藤 3 - 93X	9	装飾手袋（コスメチックグラブ） 前腕部付手掌回転なしカラ ーグローブ Xコート加工	66,000
佐藤 4 - 92X	9	装飾手袋（コスメチックグラブ） 手袋式（2, 3本指）カラー グローブ Xコート加工	46,200

能動式手先具

品名	処方数	機能・特徴	価格
オートホック 8K20	1	能動ハンド 随意開き式	60,700
ホスマー APRL	1	能動ハンド APRLハンド、フック	262,600
ホスマー 10X	1	能動フック アルミニウム ネオブレン	51,900
ホスマー 5X	1	能動フック ステンレス ネオブレン	56,300
ホスマー 5XA	1	能動フック アルミニウム ネオブレン	58,400
ホスマー 8	1	能動フック ステンレス	48,900
ホスマー 88X	2	能動フック アルミニウム ネオブレン	58,400
啓愛 KI-H-012-L	1	能動フック ステンレスフック大	34,100

筋電義手 4 例（5 肢）事例

年齢	性	職業名	活動度	作製ニーズ	完成用部品名	電動ハンドの価格	義手全体の価格
29	男	会社員	普通	本義手を作りたい	オートホック 8E38=8（右）	1,212,500	2,039,338
29	男	会社員	普通	本義手を作りたい	オートホック 8E38=6（左）	596,200	1,404,549
52	男	農業	高い	破損・老朽化	オートホック 8E38=6	596,200	1,254,179
35	男	医学部 学生	高い	本義手希望 高機能な部 品に期待	オートホック 8E44=7	692,500	1,618,078
73	女	不明	不明	本義手を作りたい	オートホック 8E38=6	596,200	1,683,174

第1例目と2例目は同一人の左右である。

## Ⅱ. 義足基本データ

### 1) 年間義足処方数

回答のあった75カ所中義足の処方判定は75カ所（100%）全てで行われた。新規事例として義足の処方がない更生相談所はなかった。処方数は1,693件/年であった。

### 2) 新規義足処方例のプロフィール

- (1) 性別：男性1,294名（76.4%）、女性399名（23.6%）
- (2) 年齢：18～98歳。平均61.5歳±15.1（mean±SD）
- (3) 職業：有職者251名（14.8%）、無職901名（53.2%）、不明540名（32.0%）
- (4) 活動度：活動度が普通の方が最も多く、32.8%であった。活動度が低い方も22.9%に及んだ。

活動度	件数	%
高い	304	18.0
普通	556	32.8
低い	388	22.9
不明	445	26.3
合計	1693	100.0

#### \*活動度

高い：就労、余暇、買い物など外出の機会が多い生活をしている。

普通：家事も含め軽労働に限られ、たまに外出する程度の生活。

低い：あまり外出することもなく屋内での生活が多い。

### 3) 義足作製のニーズ（重複回答あり）

義足作製のニーズで最も多かったのは「本義足を作りたい」の1,193件（70.5%）であった。次にこれまで使用してきた義足（医療保険で作製など）の「ソケットの不適合」の519件（30.7%）であった。「新しい、より高機能な部品に期待」というニーズは28件（1.7%）と少なかった。現在使用中のものがあってもスペア（替え義足）を作りたいというニーズが13件あった。実際の判定の場面では、本義足を作製する時に、これまで使用してきた義足を修理して欲しいという要望が多い。他の具体的な理由では、歩行能力の向上、ADL改善を目的とするものが多かった。

作製のニーズ	件数	%
1. 本義足を作りたい	1193	70.5
2. 破損・老朽化	380	22.4
3. ソケット不適合	519	30.7
4. 軽量化	42	2.5
5. 新しいより高機能な部品に期待	28	1.7
6. スペアを作りたい	13	0.8
7. その他（具体的に記入）	75	4.5



#### 4) 義足の名称・型式

義足の名称	件数	%	型式	件数	%
股義足	15	0.9	受け皿式	3	0.2
大腿義足	372	22.0	カナディアン式	14	0.8
膝義足	11	0.7	差込式	126	7.4
下腿義足	1165	68.8	吸着式	113	6.7
果義足	30	1.8	ライナー式	561	33.1
足根中足義足	73	4.3	P T B 式等	768	45.4
足指義足	19	1.1	有窓式	22	1.3
不明	8	0.5	その他	82	4.8
合計	1693	100.0	未記入	4	0.2
			Total	1693	100.0

義足の名称（すなわち切断高位）では下腿義足が最も多く、全体の68.8%を占め、次いで大腿義足22.0%と両者で9割を超えた。

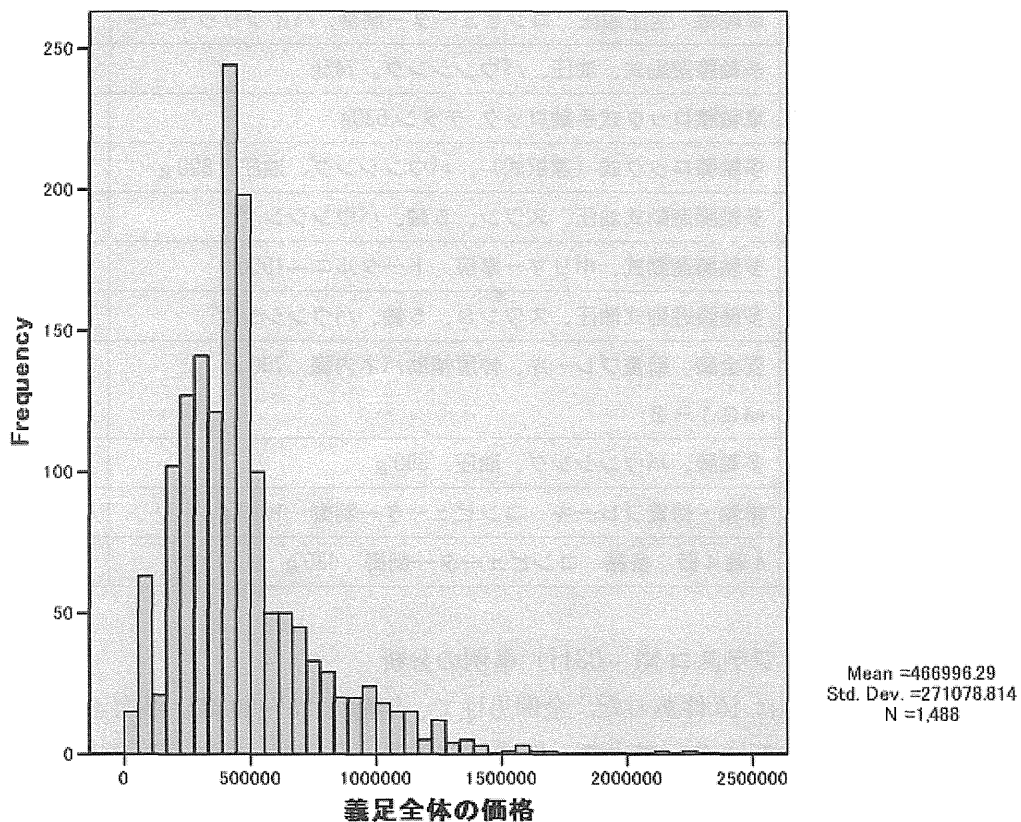
型式ではP T B 式等（P T S 式、K B M 式を含む）が最も多く（45.4%）、次いでライナー式（33.1%）で、両者で8割近くを占めた。差込式、吸着式は1割以下であった。

#### 5) 義足全体の価格

義足全体の価格は、33,327～2,232,164円、平均767,746±270,312円（mean±SD）であった。義足の名称、型式と価格の関係を下記に示す。（価格未記入の回答があるため上記の票と個数は異なる。）

義足の名称	個数	最低価格	最高価格	平均価格	標準偏差
下腿義足	1025	85,644	1,263,192	396,792	137,452
大腿義足	336	186,533	2,232,164	781,583	311,671
足根中足義足	64	37,080	264,710	75,865	37,225
果義足	24	67,156	463,036	185,795	93,374
足指義足	16	33,327	163,461	66,882	33,575
股義足	14	269,036	1,389,521	862,183	286,865
膝義足	10	230,627	1,003,580	544,809	188,530
未記入	8	56,856	979,015	373,607	350,127

型式	個数	最低価格	最高価格	平均価格	標準偏差
PTB式等	638	52,839	1,180,071	364,022	147,872
ライナー式	542	205,279	2,232,164	583,597	273,255
差込式	112	50,367	1,386,865	423,836	237,241
吸着式	101	265,688	1,608,757	798,088	273,078
有窓式	19	77,662	393,305	179,701	65,961
カナディアン式	13	654,662	1,389,521	920,055	229,364
受け皿式	3	269,036	1,151,700	689,278	442,841
その他	66	33,327	578,654	89,967	89,510
未記入	3	56,856	78,589	67,757	10,867



## 6) 完成用部品（継手・足部）

1,693 件の義足の完成用部品のうち膝継手と足部につき検討した。

### (1) 膝継手

膝継手の処方が必要となる股義足、大腿義足、膝義足は 398 件であった。そのうち使用された膝継手の頻度順に以下に示す。実際の部品名と処方数、機能、特徴、完成用部品の価格を調べた。下記の 20 品目で 287 処方（72%）を占めた。

膝継手処方頻度上位

品名	処方数	機能・特徴	価格
フック SL0701	36	軽量単軸膝手動ロック、280g	59,400
オートフック 3R106	32	多軸膝遊動式 四節リンク、空圧。760 g	242,000
オートフック 3R60-EBS	24	多軸膝遊動式、油圧、バウンシング。845g	472,500
オートフック 3R40	22	単軸膝ロック式手動ロック。290 g	50,200
フック SL0702	21	軽量単軸膝手動ロック、Mg マグネシウム	145,200
オートフック 3R49	20	安全膝 荷重ブレーキ、チタン製。360g	147,000
センチュリー 22TK2000	15	多軸膝遊動式、油圧 トータルニー2000	363,400
オートフック 3R15	14	安全膝 荷重ブレーキ 490 g	63,800
オートフック 3R41	14	単軸膝手動ロック、プラスチック、385g	84,700
ナブテスコ NI - C311	10	単軸膝・空圧油圧 コンピューター制御、ハイブリッドニー	836,500
オートフック 3R60-PRO	10	多軸膝遊動式、油圧、バウンシング。745g	492,500
オートフック 3R33	10	単軸膝ロック式手動ロック チタン 530g	137,900
ナブテスコ NK-6+L	9	多軸膝ロック式（選択式）、バウンシング、油圧 890 g	402,500
フック M0780	9	多軸膝遊動式油圧、スワン、5軸、バウンシング	323,500
センチュリー 22TK1900	9	多軸膝遊動式、ポリマー摩擦 トータルニー1900	251,800
フック M0781	7	多軸膝遊動式油圧、スワンS、5軸、バウンシング	254,100
オートフック 3R90	7	安全膝 荷重ブレーキ、伸展補助バネ内臓 700 g MG 1-2	217,800
ナブテスコ NK-6	6	多軸膝、バウンシング、油圧 890 g	372,500
ナブテスコ NI - C111t	6	単軸・荷重ブレーキ コンピューター制御 1097 g	341,500
ナブテスコ NI - C411	6	4軸4節 多軸 コンピューター制御 930 g	356,500

（２）ハイブリッドニー（ナブテスコ NI - C311）事例の分析

ハイブリッドニー処方事例は 10 件あった。全例男性で、年齢は 25～70 歳、平均 43.0 歳±11.7 (mean±SD) であった。有職者 6 名（運送業、児童施設職員、自営業、会社員、義肢装具士、公務員）、無職 3 名、不明 1 名であった。活動性は「高い」が 8 名、「普通」1 名、不明 1 名で最高齢者の 70 歳事例は無職ではあっても活動性は「高い」であった。

義足全体の価格は、継手の交換のみを行った 1 事例を除いて、1,227,502～2,232,164 円、平均 1,577,913 円±287,368 (mean±SD) であった。足部との組み合わせでは、記載のあった 8 例でオートフック 1C40 (SACH 足部、エネルギー蓄積、高機能、229,900 円) 2 例、フリーダムイノベーションズ RS2000 (SACH 足部、エネルギー蓄積、高機能、322,500 円) 2 例、オートフック 1E57 (SACH 足部、エネルギー蓄積、高機能、350,500 円)、オズール VLPO-SIZE (SACH 足部、エネルギー蓄積、高機能、239,600 円)、フリーダムイノベーションズ FS3000 (SACH 足部、エネルギー蓄積、高機能、205,700 円) と活動性の高い事例にはいずれも高機能、高額な足部が組み合わされていた。無職で活動性が「普通」の 1 例には、オートフック 1D35 (SACH 足部、エネルギー蓄積、中活動用、9,200 円) が使用されていた。

### （３）コンピューター制御膝継手事例の分析

遊脚相をコンピューター制御する膝継手処方事例は 17 件あった。男性 15 名、女性 2 名で、年齢は 20～70 歳、平均 38.6 歳±16.3 (mean±SD) であった。有職者 4 名（ボーリング場勤務、会社員外勤、公務員、店員）、無職 7 名、不明 6 名であった。活動性は「高い」が 4 名、「普通」7 名、不明 6 名で最高齢者の 70 歳事例は無職ではあっても活動性は「高い」であった。

義足全体の価格は、798,507～1,612,053 円、平均 1,053,976 円±244,412 (mean±SD) であった。製品名は、ナブテスコ NI-C111t (安全膝、空圧コンピューター制御、単軸荷重ブレーキ付、341,500 円) 6 名、ナブテスコ NI-C411 (多軸膝、空圧コンピューター制御、4 軸 4 節、356,500 円) 6 名、ナブテスコ NI-C111 (安全膝、空圧コンピューター制御、347,300 円) 4 名、高崎 TGK-5PSOIC (多軸膝、空圧コンピューター制御、5 軸、612,500 円) 1 名であった。

### （４）足部

足部の処方が必要となる股義足、大腿義足、膝義足、下腿義足は 1,569 件であった。そのうち使用された足部の頻度順に以下に示す。実際の部品名と処方数、機能、特徴、完成用部品の価格を調べた。下記の 20 品目で 1,364 処方 (87%) を占めた。

#### 足部処方頻度上位

品名	処方数	機能・特徴	価格
オートホック 1H38	314	単軸足部指付	23,000
ホック M1170	246	SACH 足部 J-foot エネルギー蓄積型足部	94,400
オートホック 1D10	165	SACH 足部 ダイナミックフット 木製キール	36,400
オートホック 1C30	138	SACH 足部 トライアス、低中活動、エネルギー蓄積型足部	116,200
オートホック 1S49	89	SACH フット指付 木製キール長い、安定性高い	18,500
オートホック 1H37	68	単軸足部指付 (殻構造)	27,400
ホック M1150	63	単軸足部 スーパーフット	29,200
オートホック 1C40	44	SACH 足部 C ウォーク。活動 3-4 軽スポーツ エネルギー蓄積	229,900
オートホック 1D35	43	SACH 足部 ダイナミックモーション 活動 2-3 エネルギー蓄積	92,000
フレックスフット SFⅢ	37	SACH 足部 シュアフレックス 低活動者用	87,100
ホルル ELPO - SIZE	26	単軸足部 油圧による差高調整。キールによるエネルギー蓄積、底～中	248,900
フレックスフット F・F - VARI - SP	22	SACH 足部 バリフレックス スプリットトゥ 低～高エネルギー蓄積	288,000
ホック M1100	21	単軸足部 日常生活用	17,200